

すべきだとしている。
これは認定案件として有機水銀と水俣病の因果関係がはっきりしている場合だけでなく、影響がある場合も含める。医学的に疑わしい場合も否定出来ない限り、積極的に認定するという二つの基本的法の精神を貫いたもので、これまで審査会段階（特に熊本県公害被害者認定審査会）でふるい落とされていた不全型、軽症の水俣病患者を全面的に救済することになる。

今度の環境庁の取り消し決定は、結果として真性水俣病だけを認定してきた熊本県審査会（会長、飯田隆比古熊本大教授）の審査方法をくつがえし、さらに「水俣病の根拠を集めた審査会の結論だ」と審査会のいいなりになってきた熊本、鹿児島両県を上級官庁としてきびしく批判することになった。

それとともに長官談話、次官通達で「救済法の運用に關し、趣旨の徹底、指導に欠けていた」と厚生省、環境庁の行政責任を「自己批判」しており、おそまきとはいえ被害者救済の本来趣旨にやっと立ち戻ったことは今後の公営行政

問題はむしろ今後に

代理人団が「明 環境庁裁決は当然

水俣病認定申請棄却処分に対する行政不服審査請求事件の代理人団（代表、後藤孝典弁護士）は、

七日の「裁決」発表後、環境庁内で記者会見し、取り消し裁決は当然だが、問題はむしろ今後にある

として要旨次のような「問題」を發表した。

一、法の趣旨を考え、九人の背後に多くの「隠れ水俣病患者」が存在する事実を思えば、取り消し裁決はきわめて当然であり、川本

さんらの長い間の努力が実ったものである。

一、しかし一片の取り消し裁決だけでは水俣病すなわち「チツソ腐壊事件」の全ほう解明へのなんらの保証ともなり得ない。したがって次の提案をする。①国は一斉検査の方法をめぐって国際的なシンポジウムを開け②独立の身分をもつチツソ腐壊被害調査士設置のための特別立法をつくれ③チツソは船舶での損害賠償請求訴訟に対する応訴を中止し、水俣病実態解明のための財団を設けよ④全国の有志によって一斉検査・追跡調査医師団の結成をよびかける。

（東京支社）

新たに6人が請求

行政不服審査 認定申請放置は違法

不服審査請求を出した。

請求者六人はそれぞれ昨年四月

からことし三月にかけて、熊本県

知事に「公営被害救済法」に基づ

く水俣病認定申請を出していた

が、いまだになんらの処分もなく

「この長期間の不作為状態は法精

神を無視しての放置状態であり、

違法である。早急に認定の結論を

出せ」と求めている。

請求者は次のとおり。

▽水俣市月浦、池田弥平(六二)

同、田中七太郎(八五)▽同、松本ム

ネ(六七)▽芦北郡津奈木町福浜、岩

崎満(四七)▽水俣市百間町、田中ふ

じの(五九)▽同市袋藤岩、山下勿吉

(六〇)

(東京支社)

水俣市月浦の池田弥平さん(六二)

人として七日「水俣病の認定申請

もせぬまま放置しているのは違法

ら六人は後藤孝典弁護士らを代理

に対し熊本県知事がなんらの処分

である」と大石環境庁長官に行政

まだ除かれぬ不安

代表の川
本さんから

突破口開かれたが……



川本輝夫さん

行政不服審査請求をしてからち
ょうど二年、県へ差し戻しの裁決
が出たが、請求人代表の川本輝夫

さん(三)は「水俣病に認定せよと
いう請求だったから私たちの最終
目的は達せられていない。環境庁
自身の手で水俣病に認定してもら
いたかった。再び審査会にかかる
ことになるだろうが、水俣病患者
はそんなやわこしい形を取らなけ
れば救われないのだろうか」とい
まだ不安が取り除かれていない表

情である。

しかし川本さんらのねらいは従
来重症患者だけが注目されがち
だった水俣病の概念そのものを変
えようとするものだった。この点
では今回の結論は一つの突破口を
開いたことになり、川本さんも高
く評価している。さらに「認定申
請だってどんどん出ている。こん
なことはかつてないことだ。しか
もまだ水俣病についてはわからな
いことが多い。行政、医学面でも
こういう事実を踏まえた対処の仕
方をしてほしい」と今後の水俣病
問題に要望している。なお八日に
は九人で今後の対策を話し合う。